

砥部町農業委員会総会
令和 8 年 10 月 5 日議事録

令和 8 年 10 月 5 日 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 8 年 10 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 8 年 10 月 5 日（月）13 時 30 分～13 時 55 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	相原雄一（会長）、 正岡英司、久保野伸一、田中祥三、篠原博明 田中和樹、高市 徹、松尾利勝、相原 茂、 渡部智磨子、向井浩之、富岡己義
5 欠席委員	久保 徹（会長職務代理）、入江健市
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	大内 丈夫（事務局長） 田邊 敏之（事務局農地係長） 宮田 真優（事務局主事）
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和 8 年 10 月 5 日 砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 30 号 砥部町農業委員会に対する現況証明願について 1 件

日程第 3 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について 2 件

日程第 4 議案第 32 号 農地法 3 条の規定に基づく許可申請について 1 件

日程第 5 議案第 33 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1 件

・閉会

令和 8 年 10 月 5 日砥部町農業委員会総会

令和 8 年 10 月 5 日（月） 13 時 30 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立お願いします。礼。ご着席ください。 ただ今から農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、相原雄一会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、久保徹会長代理、入江健市委員より欠席の旨、通告がありましたので、報告致します。本日の出席委員は 14 名中 12 名で、過半数に達していますので、総会が成立していますことをご報告いたします。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっていますので、以降の議事の進行を相原会長にお願いします。
議 長	それでは、10 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、7 番高市徹委員、8 番松尾利勝委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮田主事を指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 30 号、農業委員会に対する現況証明願について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 30 号、砥部町農業委員会に対する現況証明願について、農業委員会の意見を求める。 議案書の 1 ページ、地図も 1 ページをご覧ください。申請人は、〇〇さんです。申請地は、〇〇です。当該地は、稲作に係る手間暇より米を買った方が経済的であるという理由により、それ以降継続して畑として耕作している実態があることから、今回利用形態に即した地目への変更申請をするため、農業委員会に対して現況証明願が提出されたものでございます これで説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員は入江健市委員さんですが、本日は冒頭で申し上げたとおり欠席です。本件につきましては特に問題ないという旨をことづかっておりますので、報告しておきます。

	説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 （どなたかから異議なしの声あり） ご異議ありませんので、承認することに決しました。
議 長	日程第 3 議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、2 件を議題といたします。 それでは 1 件目より事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、期間延長の手続きの完了を農業委員会に報告する。 1 件目です。議案書の 2 頁を、地図は 2 頁となります。使用貸借権の設定で、継続の案件です。基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定は、令和 7 年度より廃止されたことから、新規につきましては、農地法 3 条もしくは農地中間管理機構を介する貸借しか手段が無くなってしまいました。しかし農業者に不利益が生じないように、期間満了時に期間延長の手続きを執ることにより、新たに利用集積計画を策定することなく、貸借の更新手続きを簡略化し迅速に処理することが可能となりました。本日の議案第 31 号は従前の計画策定の延長で、それに該当する案件となります。貸人は、〇〇さんです。借人は、〇〇さんです。農地の所在地は、〇〇、栽培品目は施設栽培の柑橘です。利用権設定は、令和 8 年 9 月公告日から令和 18 年 8 月 31 日までの 10 年間です。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の田中和樹委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	内容については、事務局の説明のとおりです。〇〇は、ご高齢ですが、〇〇なので、大丈夫だと思います。ご承認をお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 （どなたかから異議なしの声あり） ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは 2 件目について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	2 件目です。地図は 3 頁となります。 賃借権の設定で、継続の案件です。貸人は、〇〇さんです。借人は、〇〇さんです。地の所在地は、〇〇、栽培品目は水稻です。利用権設定は、令和 8 年 9 月公告日から令和 13 年 8 月 31 日までの 5 年間です。

	以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員の高市徹委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	先ほどの事務局の説明のとおりで問題ないと思われます。ご承認をお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 (どなたかから異議なしの声あり) ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 4 議案第 32 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 32 号農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、農業委員会の意見を求める。 議案書は 3 ページ、地図は 4 ページをご覧ください。贈与による所有権移転の案件で渡人は、〇〇さん、受人は、〇〇さんです。お二人の関係は親子でございます。申請地は、〇〇です。申請の経緯について、〇〇のため受人に譲り渡すものです。当該地での作付け予定作物ですが、季節野菜を栽培していく見込みとのことです。受人が所有する農作業機械は、軽トラ、草刈り機等を所有しているとのことです。受人の営農家族構成は、本人のみで、営農日数は 150 日とのことです。また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、①効率的営農に関する要件、②法人に関する要件、③信託に関する要件、④常時従事に関する要件、⑤また貸しに関する要件、⑥周辺の営農に関する要件いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の相原茂委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	小さい土地なので、自家野菜が多いです。ご承認をお願いいたします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 (どなたかから異議なしの声あり) ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。

議 長	日程第 5 議案第 33 号、租税特別措置法の相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 33 号租税特別措置法の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明について、農業委員会の承認を求める。 内容をご説明する前に相続税の納税猶予制度について説明しておきます。農地の権利移動に伴う国税の猶予制度が制定されている主なものとして、贈与税と相続税にかかるものがございます。参考資料としまして、別紙で「農地の贈与・相続に係る特例措置について知りたい!」というカラーで印刷した資料を配布しておりますので、裏面の相続税納税猶予制度を参考としてご覧ください。贈与税についてはまた別の機会に説明させていただくこととします。この相続税の納税猶予制度についてですが、農業後継者である相続人が農地を相続し、その農地について農業を継続する場合、土地の評価額が高額になりますと、相続税が払えず農地を手放すということにもなりかねませんので、それを防ぐために農業を引き続いて行うことを条件として相続税の納税を猶予されるという制度です。納税猶予を受けた場合、猶予されている適用農地が一定の要件に該当した場合は猶予期限が確定となり、納税猶予が打ち切りとなります。納税猶予の期限が確定することで猶予が打ち切りとなる主な事由といたしましては、1 つめに納税猶予を受けている相続人が、その対象農地について農業をやめて耕作放棄地となった場合です。2 つめに納税猶予を受けている対象農地について、譲渡や転用、農地法等による貸借により利用権設定等がなされた場合ですがこのような場合、納税猶予を受けている対象農地面積の 20 パーセントを超える売買等が行われると全部が打ち切りとなり、20 パーセント以内であれば一部が打ち切りとなります。なお、一部が打ち切られる場合でも、処分する面積が累積で 20 パーセントを超えることとなる場合については、全部が打ち切りとなります。3 つめがこの後の営農確認の為に 3 年に一度の提出が義務付けられている、継続届出書が提出されない場合です。猶予が打ち切りになると、猶予されている本税とあわせて利子税についても納付することとなります。これに対して逆に次に該当する場合には、納税猶予税額の免除が確定することとなります。1 つめに農業相続人が死亡した場合です。2 つめは納税猶予を受けている対象農地の全部を相続人の農業後継者に生前一括贈与し、その贈与について贈与税納税猶予を受ける場合です。3 つめに市街化区域内農地の場合は 20 年間その対象農地で農業を継続し続けた場合には免除となります。市街化区域以外の農地を対象とした場合は終身営農していただくことが必要となります。以上がこの制度のあらましです。 それでは、議案の説明をさせていただきます。議案書の 4 ページをご覧ください。地図は 5 ページをご覧ください。被相続人は〇〇さん、相続人はです。申請地は〇〇でございます。相続人は、最低年間従事日数の 150 日

	も確保できているとのことです。また、現地を確認しました所、〇〇、現状では適正に耕作・管理をされているようです。相続税の猶予は申請農地を取捨選択することができますので、当該地のみの申請です。また、生前一括贈与した贈与税納税猶予の場合ですと、場所指定ができず全ての農地を対象としなければ適用が出来ませんので、耕作放棄地が 1 筆でもある場合は猶予対象になりません。今回の申請地は適正に営農をされていることが確認できておりますので、適格者証明の発行については、特に支障は無いものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の相原茂委員さんより内容説明をお願いします。
担 当 委 員	事務局から詳しく説明いただきましたので、特に加えることはありませんが、見に行ったところ、マルチをしいてきれいにしていました。〇〇。ご承認をお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 (どなたかから異議なしの声あり) ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	それでは以上で、本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
13 時 55 分 閉会	

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____